

「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準」についての説明資料

目次

1.	はじめに.....	2
(1)	対象とする物質は、化学物質規制で先行する EU 準拠.....	2
(2)	取組の狙い.....	2
(3)	特徴は、素材の確実な管理.....	2
2.	自主基準の概要.....	3
(1)	対象物質.....	3
①	対象となる特定芳香族アミン 22 物質.....	3
②	確認方法（不使用宣言・所定の試験方法）.....	3
③	参考：特定芳香族アミン 22 物質を生成することが知られている染料リスト.....	4
(2)	対象製品.....	5
①	優先して取り組む第一次対象製品.....	5
②	今後取り組む第二次対象製品.....	5
3.	自主基準遵守の方策.....	7
(1)	担保を可能とする方法（証明方法）.....	7
①	染色工場単位の不使用宣言.....	7
②	関連全事業者の確実な素材管理.....	7
(2)	不使用宣言の担保策について.....	8
①	「取引契約書」.....	8
②	「調達基準書」.....	8
③	対象物質の「不使用宣言書」または「分析証明書」等.....	8
④	「契約者の双方での情報共有」.....	9

1. はじめに

我が国では、繊維製品については、「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」によって最終製品に有害物質が混入しないように規制が行われていて、ディルドリンなどの防虫加工剤やホルムアルデヒド（ホルマリン）などが規制の対象となっています。しかし、EUや中国で規制されている物質には、日本では規制対象となっていないものも存在します。繊維製品・衣料品は、お客様が、毎日、手に取り身にまட்டுてお使いいただく製品であるだけに、その安全性は最優先の取組課題であり、またそれは製品を提供する者の大きな使命でもあります。

現在、政府内でも諸外国の規制と歩調を揃える検討が始まっていますが、法制化を待つのではなく、繊維製品を提供する者が、様々な立場を超えて、お客様の信頼に誠実にお応えし続けることを目指して、日本繊維産業連盟（以下、「繊維産連」）は、「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準」（以下、「安全性自主基準」）を、策定しました。

多くの関係者の皆さんがこの趣旨をご理解いただき、これからの業務の場面においてこの資料を活用いただけますようお願いいたします。

(1) 対象とする物質は、化学物質規制で先行する EU 準拠

近年、人の汗などにより抽出されたアゾ系染料・顔料中のアゾ基が、皮膚表面の細菌や体内の酵素の作用で還元され、人体に害を及ぼす可能性のある物質（特定芳香族アミン類）を生成する可能性があることが判って来ました。今回、使用を制限する物質は、染色工程で用いられる色素（染料・顔料）の内、特定芳香族アミン 22 物質を生成する可能性のあるものが対象です。先行する REACH と同様の物質を選び、最終製品での有害物質の混入防止を図ります。

(2) 取組の狙い

今回の取組は、繊維製品・衣料品が、危険性の知られている物質を含まないことを、証明できるようにするものです。

これまで、日本で販売される繊維製品・衣料品については、安全性についての問題の発生の都度、原因の追及と再発の防止を図ってきました。その取組の積み重ねによって、大きな問題となる事態は防いでいるものの、有害であると知られている物質についての未然防止の確実な体制がありませんでした。消費者の安心・安全の要請に応えるための未然防止の体制を創りあげるため、特定の物質を、証明付きで不使用とすることに取り組みます。

(3) 特徴は、素材の確実な管理

今回の未然防止の取組は、素材自体の管理（染色工程での色素の管理）を確実に行うものです。

この自主基準では、問題が発生する前に、素材管理を「不使用宣言書」または「分析証明書」（「試験報告書」「試験証明書」「検査証明書」等の名称を問わず、試験検査機関が発行した所定の試験方法による分析結果を記した文書。以下「『分析証明書』等」と呼ぶ）付きで行うものです。今回の対象物質については、染色の工程以外には、その原因となる物質が用いられていません。そこで、対象物質を生成する可能性がある色素（染料・顔料）を使用しないことで、または染色後の製品を分析し、その後の工程でも適切な業務プロセス管理を行うことで、出来上がった素材や衣料品の安全を確保します。

そのために、事業者は、発注する際に、その安全性についての条件（対象物質の不使用）を明らかに示し、各工程を通じて、販売と仕入（受注・発注）の双方の事業者が素材の安全性の確認

を確実に行うものです。

2. 自主基準の概要

(1) 対象物質

所定の試験法によるアゾ基の還元分解の結果、特定芳香族アミン 22 物質 (p.3 ①対象となる特定芳香族アミン 22 物質) が繊維製品から 30mg/kg を超えて検出されるアゾ色素は、使用してはならない。

証明方法は、所定の試験方法 (p.3 ②確認方法 (不使用宣言・所定の試験方法)) による分析 (染料メーカー・染色企業等の不使用宣言書等があれば分析は不要) とする。

① 対象となる特定芳香族アミン 22 物質

自主基準で取り組む特定芳香族アミン 22 物質については、Oeko-Tex Standard 100、エコマークに芳香族アミンとして挙げられているものを参照し、対象物質とするか否かの検討を行いました。妥当性の判断は、各種評価書を調査し、REACH と同様の物質を対象とすることとしたものです。なお、芳香族アミンの検討については、主に IARC を参照し、必要に応じ EU の評価を参照しました。

表 1 対象となる特定芳香族アミン

No	名称	CAS No	IARC の評価	No	名称	CAS No	IARC の評価
1	Biphenyl-4-ylamine	92-67-1	1	12	3,3'-Dimethylbenzidine	119-93-7	2B
2	Benzidine	92-87-5	1	13	4,4'-Methylenedi-o-toluidine	838-88-0	2B
3	4-Chloro-o-toluidine	95-69-2	2A	14	6-Methoxy-m-toluidine	120-71-8	2B
4	2-Naphthylamine	91-59-8	1	15	4,4'-Methylene-bis-(2-chloro-aniline)	101-14-4	1
5	o-Aminoazotoluene	97-56-3	2B	16	4,4'-Oxydianiline	101-80-4	2B
6	5-Nitro-o-toluidine	99-55-8	3	17	4,4'-Thiodianiline	139-65-1	2B
7	4-Chloroaniline	106-47-8	2B	18	o-Toluidine	95-53-4	1
8	4-Methoxy-m-phenylenediamine	615-05-4	2B	19	4-Methyl-m-phenylenediamine	95-80-7	2B
9	4,4'-Diaminodiphenylmethane	101-77-9	2B	20	2,4,5-Trimethylaniline	137-17-7	3
10	3,3'-Dichlorobenzidine	91-94-1	2B	21	o-Anisidine	90-04-0	2B
11	3,3'-Dimethoxybenzidine	119-90-4	2B	22	4-Aminoazobenzene	60-09-3	2B

Classification by the IARC Monographs

Group 1: Carcinogenic to humans

Group 2A : Probably carcinogenic to humans

Group 2B : Possibly carcinogenic to humans

Group 3 : Not classifiable as to its carcinogenicity to humans

② 確認方法 (不使用宣言・所定の試験方法)

- 今回の自主基準は、「芳香族アミン」そのものを使用制限するのではなく、所定の方法に従って試験を行ったときに、特定芳香族アミン 22 物質を生成するおそれのあるアゾ色素 (染料、顔料) を対象とするものとなります。(染料として「特定芳香族アミン」が使われているのではなく、ある種の染料・顔料を使用すると、その後、「特定芳香族アミン」が還元生成されることが知られているものです)
- 従って、「特定芳香族アミン」を還元生成することが知られている染料・顔料の使用を行わなければ、還元生成されることはないこととなります。正確には、未知の染料・顔料からも還元生成される可能性が残りますが、染料・顔料の製造元の協力を得て、個別染料・顔料について、「特定芳香族アミン」を生成することがないことの確認の励行を

定めています。その情報が正しい（と判断される）場合には、本自主基準では、還元生成される可能性がないことが知られている染料・顔料のみを使用することで、「不使用宣言」を行う方式を採用しています。

- 染色後の製品から対象物質が検出されるか否かの試験法は、既に存在する諸外国の法規制・基準とも EU の試験規格である EN 14362-1：2003、EN 14362-2：2003 を採用していることから、本自主基準においてもこれを採用することとします。

本分析法を採用した場合、芳香族アミンが含有されていなくても少量検出される場合がある（false positive results）ことが知られており、両規格とも、本文の注として「芳香族アミンの検出量が 30mg/kg 以下の場合は解釈は要注意」との記載があります。また参考情報としてですが、付属書では、「検出値が 30mg/kg 超の場合は芳香族アミンを生成するアゾ色素が確実に使用されている」が「30mg/kg 以下の場合は他の情報がない限り、使用の有無について確実なことはいえない」と記載があり、検出値が 30mg/kg 以下の場合は、「未検出」、30mg/kg 超の場合は、「検出レベルは 30mg/kg 超」であり、「芳香族アミンを生成するアゾ色素が使用されていることが示唆される」と報告することが推奨されています。

③ 参考：特定芳香族アミン 22 物質を生成することが知られている染料リスト

特定芳香族アミン 22 物質を生成する可能性のある染料を列挙しました。ただし、全てを網羅しているものではありません。

Colour Index のデータベースに登録されている染料・顔料等は 6000 種類以上ありますが、特定芳香族アミン 22 物質を生成する可能性のあるアゾ色素（染料・顔料）は、その内の 3% 程度です。

表 2

染料名 (Colour Index 名称)	CAS No.	染料名 (Colour Index 名称)	CAS No.	染料名 (Colour Index 名称)	CAS No.
Acid Black 29	12217-14-0	Direct Blue 76	16143-79-6	Direct Red 1	2429-84-7
Acid Black 94	6358-80-1	Direct Blue 80		Direct Red 2	992-59-6
Acid Black 131	12219-01-1	Direct Blue 90		Direct Red 7	
Acid Black 132	12219-02-2	Direct Blue 98		Direct Red 10	2429-70-1
Acid Black 209		Direct Blue 100		Direct Red 13	1937-35-5
Acid Brown 415		Direct Blue 151	110735-25-6	Direct Red 17	
Acid Orange 24	1320-07-6	Direct Blue 156		Direct Red 18	
Acid Orange 45	2429-80-3	Direct Blue 160		Direct Red 21	1645-78-9
Acid Red 4	5858-39-9	Direct Blue 173		Direct Red 22	
Acid Red 5		Direct Blue 177		Direct Red 24	
Acid Red 24		Direct Blue 191(S)		Direct Red 26	
Acid Red 26	3761-53-3	Direct Blue 192	159202-76-3	Direct Red 28	573-58-0
Acid Red 73	5413-75-2	Direct Blue 201	60800-55-7	Direct Red 29	
Acid Red 85	3567-65-5	Direct Blue 215	6771-80-8	Direct Red 33	
Acid Red 114	6459-94-5	Direct Blue 218		Direct Red 37	3530-19-6
Acid Red 115		Direct Blue 224		Direct Red 39	6358-29-8
Acid Red 116		Direct Blue 230		Direct Red 42	
Acid Red 128	6548-30-7	Direct Blue 295	6420-22-0	Direct Red 43	
Acid Red 148		Direct Brown 1	3811-71-0	Direct Red 44	6548-29-4
Acid Red 150		Direct Brown 1:2	2586-58-5	Direct Red 46	2302-97-8
Acid Red 158	8004-55-5	Direct Brown 2	2429-82-5	Direct Red 52	
Acid Red 167		Direct Brown 6	2893-80-3	Direct Red 59	
Acid Red 264		Direct Brown 25	33363-87-0	Direct Red 60	
Acid Red 265	6358-43-6	Direct Brown 27	6360-29-8	Direct Red 62	
Acid Red 323		Direct Brown 31	2429-81-4	Direct Red 67	
Acid Red 420		Direct Brown 33		Direct Red 72	8005-64-9

染料名 (Colour Index 名称)	CAS No.	染料名 (Colour Index 名称)	CAS No.	染料名 (Colour Index 名称)	CAS No.
Acid Violet 12	6625-46-3	Direct Brown 51		Direct Red 74	
Basic Brown 2		Direct Brown 56		Direct Red 88	
Basic Brown 4	5421-66-9	Direct Brown 58		Direct Violet 1	2586-60-9
Basic Orange 1		Direct Brown 59	6247-51-4	Direct Violet 3	
Basic Red 42		Direct Brown 60		Direct Violet 4	
Basic Red 111	113741-92-7	Direct Brown 74	8014-91-3	Direct Violet 9	
Direct Black 4	2429-83-6	Direct Brown 79	6483-77-8	Direct Violet 12	2429-75-6
Direct Black 9		Direct Brown 86		Direct Violet 17	
Direct Black 15		Direct Brown 95	16071-86-6	Direct Violet 21	
Direct Black 29		Direct Brown 101		Direct Violet 22	6426-67-1
Direct Black 38	1937-37-7	Direct Brown 111		Direct Violet 27	
Direct Black 91	6739-62-4	Direct Brown 154	6360-54-9	Direct Violet 36	
Direct Black 114		Direct Brown 165		Direct Violet 38	
Direct Black 154	54804-85-2	Direct Brown 200		Direct Violet 42	
Direct Blue 1	3814-14-3	Direct Brown 222		Direct Violet 43	
Direct Blue 2	2429-73-4	Direct Brown 230		Direct Violet 45	
Direct Blue 3		Direct Green 1	3626-28-6	Direct Violet 85	
Direct Blue 6	2602-46-2	Direct Green 6	4335-09-5	Direct Violet 88	
Direct Blue 8	2429-71-2	Direct Green 8	5422-17-3	Direct Yellow 1	
Direct Blue 9		Direct Green 8:1		Direct Yellow 20	6426-62-6
Direct Blue 10	4198-19-0	Direct Green 21:2		Direct Yellow 24	6486-29-9
Direct Blue 14	72-57-1	Direct Green 60		Direct Yellow 48	
Direct Blue 15	2429-74-5	Direct Green 85	72390-60-4	Direct Yellow 68	
Direct Blue 16		Direct Orange 1	6459-87-6	Direct Yellow 95	
Direct Blue 19		Direct Orange 2		Disperse Orange 149	85136-74-9
Direct Blue 22	2586-57-4	Direct Orange 6	6637-88-3	Disperse Red 151	
Direct Blue 25	25180-27-2	Direct Orange 7	2868-76-0	Disperse Yellow 7	6300-37-4
Direct Blue 26		Direct Orange 8	2429-79-0	Disperse Yellow 23	6250-22-3
Direct Blue 35		Direct Orange 10	6405-94-3	Disperse Yellow 56	54077-16-6
Direct Blue 48		Direct Orange 25		Solvent Orange 7	3118-98-6
Direct Blue 49		Direct Orange 33		Solvent Red 19	6368-72-5
Direct Blue 53	314-13-6	Direct Orange 72		Solvent Red 23	85-86-9
Direct Blue 58		Direct Orange 101			
Direct Blue 64		Direct Orange 108			

(株) 三菱化学テクノロジーサーチ

(2) 対象製品

① 優先して取り組む第一次対象製品

本自主基準が優先して対象とする繊維製品・衣料品の適用範囲については、日本標準商品分類に示されている商品中の、「分類コード78衣服(履物及び身の回り品を除く。)」 「分類コード79身の回り品」 「分類コード82家庭用繊維製品」 に対して適用します。ただし、一部の非衣料用途は除きます。(793、795～798、821、823～826、828は適用外)

(参考) 日本標準商品分類 検索システム (政府統計の総合窓口)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do;jsessionid=53pvKbhQBSJh15VkJyCh50vGHMTlp26yxhSwLTXbvtTV1ZGpvFk2!-680659475!-2122447549?bKind=03>

② 今後取り組む第二次対象製品

上記で除外した製品については、第二次適用対象とすることとします。その時期については、別途検討します。

表 3-1 日本標準商品分類表による今回の適用対象品目

8 生活・文化用品		
78 衣服（履物及び身の回り品を除く。）		
	781 外衣	革製衣服を除く 背広服、ドレス、コート、ジャンパー、 ジャケット、セーター、カーディガン、 シャツ、ズボン、スカート、等 ワイシャツ、ブラウス、ポロシャツ、Tシャツ、 トレーナー、スポーツ用衣服 等
	782 下着	
	783 寝衣（和装を除く。）	
	784 和服	じゅばん、長着 羽織、はかま、帯 等
	785 くつ下	
	786 足袋	
	787 帽子	
	788 手袋（ゴム製を除く。）	
	789 その他の衣服（履物及び身の回り品を除く。）	他に分類されない衣服 毛皮製品を除く
79 身の回り品		
	791 ハンカチーフ	
	792 えり飾り（毛皮製を除く。）	ネクタイ、ショール 等 マフラー、スカーフ 等
	794 和装用身の回り品 帯どめ、半えり、すそよけ、ふろしき 等	
	799 その他の身の回り品	おむつ、おむつカバー、よだれ掛け及び エプロン、レギンス 等
82 家庭用繊維製品		
	822 寝具	ふとんカバー、敷布、毛布、まくらカバー 等
	827 タオル、バスマット及び関連製品	
	829 その他の家庭用繊維製品	布巾

表 3-2 日本標準商品分類表による 今後 検討する品目

8 生活・文化用品		
78 衣服（履物及び身の回り品を除く。）		
79 身の回り品		
	793 ズボン吊り、くつ下止め、アームバンド、 衣服用ベルト、バックル、カラー及び カフス	
	795 袋物 ハンドバッグ、小物入れ(札入れ、がま口、 名刺入れ 等)、ファッションバッグ 等	
	796 かばん	
	797 かさ及びびつえ	
	798 扇子及びびうちわ	
82 家庭用繊維製品		
	821 床敷物	畳、タイル 等は除く
	823 こたつふとん、座ぶとん及びクッション	
	824 カーテン及びとぼり	
	825 テーブル掛け、ナブキン及び関連製品	
	826 いすカバー及び座ぶとんカバー	
	828 かや	

3. 自主基準遵守の方策

本自主基準では、必ずしも試験・分析による「分析証明書」等を添付せずとも、染色工場での「不使用宣言書」を用いることを可能としている点に特徴があります。ここでは、「分析証明書」等でも「不使用宣言書」であっても、製品との正しい対応がなされることが、証明担保力の裏付けとなります。

サプライチェーンの各段階において、各事業者同士が、対象物質の「不使用宣言書」または「分析証明書」等で基準適合を確認し、より安全性を高めるための基盤を構築することに努めます。

(1) 担保を可能とする方法（証明方法）

① 染色工場単位の使用宣言

特定芳香族アミン 22 物質を生成するおそれのあるアゾ色素の使用は、染色工程に限定することが可能です。そこで、染色企業は、(a)染色工場単位の使用宣言、または(b)所定の試験方法による分析、のどちらかの方法を自ら選択し、自主基準を遵守していることを証明することが必要です。ファブリック・アパレル・小売等の各企業は、染色工場からの(a)染色工場単位の使用宣言、または(b)所定の試験方法による「分析証明書」等を入手できないときは、当該 川中・川下業者自らが、対象となる繊維製品について(b)所定の試験方法による分析を実施することが必要となります。

具体的には、染色企業は自社工場内の保有染料の適合化（対象となる物質を生成する可能性のある染料・顔料の排除）を、「染料・顔料製造企業からの情報入手」によって図ることとします。

個別素材単位の染色には、ロット単位での証明が必要となりますが、その現場での個別記録とその保管には、様々な課題もあり、不使用とする対象物質が染色に用いられないことが担保されれば、所期の目的が達せられることから、染色を行う「工場単位」での宣言から着手することとするものです。また、自主基準導入時には、包括的な証明による、事務軽減化が効果的でもあることから、「工場単位」での「不使用宣言書」を用いることとしました。

② 関連全事業者の確実な素材管理

繊維産連「安全性自主基準」は、染色工程での染料・顔料について、対象を定めてその不使用を図る内容です。しかし、染色を担当いただいている企業にのみ新規業務の負荷を分担いただくことが主旨ではありません。繊維製品のサプライチェーン全ての事業者が、安全性の「証明書」を、正しくその素材と紐つけておくことで、最終、消費者の手に渡るまで、素材単位の安全性が証明出来ることをはかるものです。従って、関係する全ての事業者が、応分の負担を行い、その協業によって、製品の安全性を追求することが出来る内容となっています。

また、自主基準であることから、所謂、ペナルティについては定めておらず、個別の取引の中で処理をされるべきものとしています。誠実に責務を履行する企業が増えることで、「市場の選択」に委ねることとなります。

具体的には、関係する全ての事業者が、素材単位の染色・プリント等の加工先を、不使用宣言を行っている染色企業としていただくことと、個別の素材単位でどの染色企業で加工をいただいたものであるかの情報を紐つけて管理いただくこととなります。直接染色加工を依頼されていない事業者の方も、仕入・販売をいただく全ての素材について、その染

色企業の情報を受領し社内で保管し、販売時に情報提供をすることで、不使用宣言を担保することが出来る仕組みとしています。

次の場合は、所定の試験方法による染料・顔料及び繊維製品の分析が必要です。

- (i) 染色工場が使用している染料・顔料について、染料・顔料メーカーから適合性(対象となる物質を生成する可能性のある染料・顔料の排除)の情報を入手できないときは、染色企業は自らが使用している染料・顔料について所定の試験方法による分析を行う必要があります。
- (ii) ファブリック・アパレル・小売等の各企業が素材を購入する際に、染色企業から対象物質を生成する可能性のある染料・顔料の「不使用宣言書」または「分析証明書」等を入手できないで購入するときは、当該ファブリック・アパレル・小売等の各企業は、自らの繊維製品について所定の試験方法による分析を行う必要があります。

(2) 不使用宣言の担保策について

「不使用宣言書」または「分析証明書」等は、染色された素材の各々と紐つけがなされることで、初めてその実効性が担保されます。それを確実にするために、下記の考え方及び書面の導入と活用を図ることとします。

① 「取引契約書」

発注者と受注者の役割と違約の場合の取り決めとを事前に約定した証拠となるものです。既に存在している契約書資産や織産連「輸入繊維製品の品質ガイドライン」等を活用し、今回の「不使用宣言」または「分析証明」の方式を盛り込んだ安全性担保策を付記した内容を、取引の双方の当事者間で事前に確認するものです。

取引の双方の当事者が、「安全性自主基準」を採用する以上、誠実に守るために当事者双方が「善良なる管理者の責任を果たす」ことを了解している証拠ともなりますので、事前に約定を行うことを強く推奨します。

② 「調達基準書」

「取引契約書」での取り決めにおける発注者側からの要望事項を明示し、発注者の仕入れ調達基準として定めることを強く推奨します。取引の都度、発注時に提出する方法もありますが、自社の調達基準として取引先に対して説明がなされれば、提出そのものは省略することも可能です。対象物質(を生成する染料・顔料)の不使用の要望については、「自主基準」の内容そのものを含みます。

この調達基準は、受注者から発注者に提出される「不使用宣言書」または「分析証明書」等と対をなすものです。内容は、(a)「自主基準」での対象物質、(b)証明書を有効とするために受注者に要望する内容、から構成されます。特に(b)は、「不使用宣言書」の関連情報の共有を受注者に依頼することとなりますので、事前に明確な提示が必要となります。

③ 対象物質の「不使用宣言書」または「分析証明書」等

染色企業の工場単位で不使用を宣言するものです。

染色企業におけるその根拠は、使用染料・顔料のメーカーの対象物質の不生成情報となります。

素材単位での不使用を宣言するものであり、上記②「調達基準書」の明示(提出)と対をなすものとなります。

中間事業者においては、仕入先（受注者）への適切な確認と販売先（自社への発注者）による確認受入を条件に、自社で染色工場に直接の発注と確認を行っていない場合でも、染色工場での不使用を証明する書面を発行することが出来ることとします。

素材単位での不使用を宣言するものであり、複数素材の「不使用宣言書」を包含する場合などは、包含した「不使用宣言書」を個別「不使用宣言書」の代わりとすることが出来ることとします。

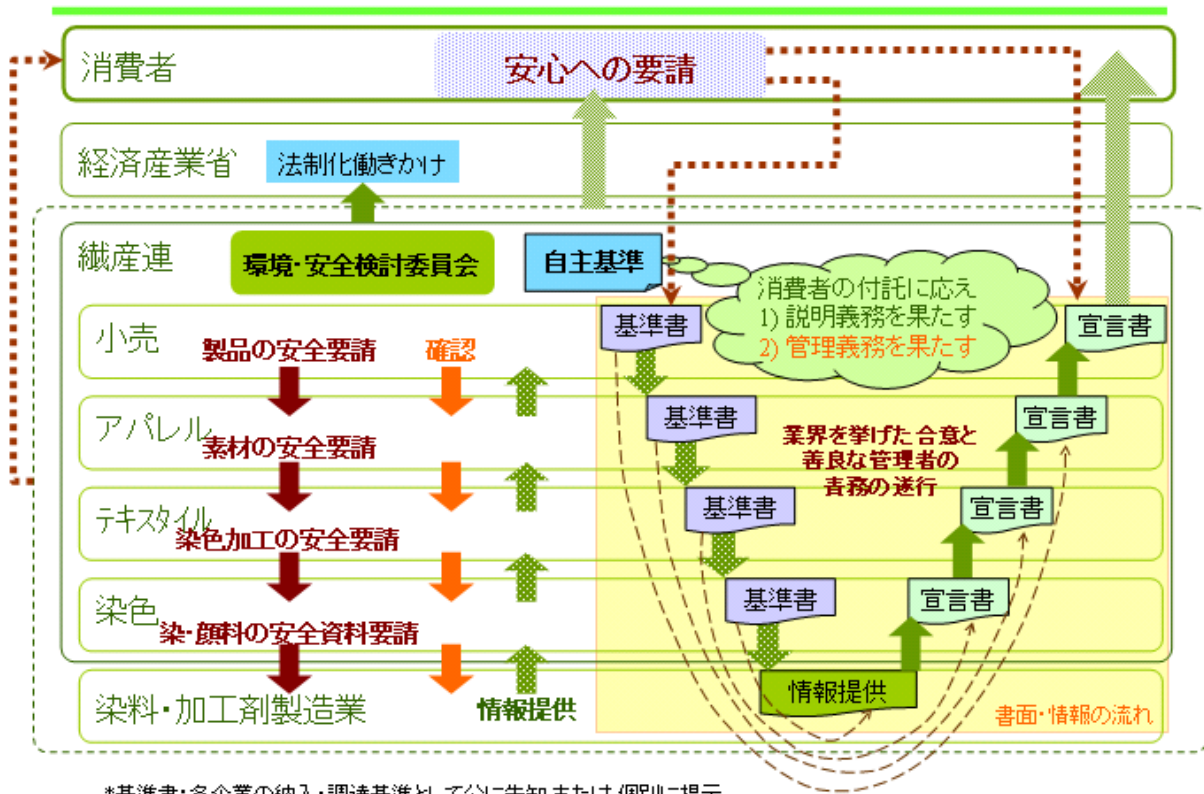
勿論、自社での「不使用宣言書」発行の代わりに、発注先から入手する、染色工場での「不使用宣言書」の写しの提出も可能とします。

④ 「契約者の双方での情報共有」

染色企業から、素材についての「不使用宣言書」を受領することが、証明書の連鎖の始まりとなります。その染色企業の証明書付きで素材を仕入れた企業は、その素材を販売する際に、自社が保有している情報を販売先にも提供して共有いただくことで、証明書の担保力を維持することが可能となります。同時に、双方の企業内で、素材と証明書の紐づけについて正しい管理を行うことで、証明書自体の担保の根拠と出来ることに留意が必要です。

事業者間で取引に際して提供される情報の確認の実施には、発注（購入）者と受注（納入）者間での事前合意が必要となります。

付加業務と発注者からの基準書(調達基準)・受注者の宣言書(不使用宣言書)



以上